

事後評価シート

主管課・室長 廃棄物対策課長

施策名	- 6 - (3) 一般廃棄物対策（排出抑制、再生利用、適正処理等）																								
施策の概要	循環型社会の構築に向けて、市町村に対する財政的・技術的支援、一般国民への普及啓発活動等の手段により、一般廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量その他その適正な処理を推進するとともに、一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減を進める。																								
目標及び指標 (参考指標)	<p>ア 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の排出量を約5%抑制する。</p> <p>イ 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の再生利用量を約11%から約24%に増加させる。</p> <p>ウ 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。</p> <p>エ 一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量を、平成14年度末において310g-TEQ/年以下とする。</p> <p>オ 第8次廃棄物処理施設整備計画に従って適切な処理施設、最終処分場等の整備を促進することにより、地域ごとに必要となる施設を今後とも継続的に確保する。</p> <p>カ 市町村に対する支援を通じて、生活環境の保全を図る。</p>																								
目標の達成状況	<p>ア～ウ 平成11年度実績では、平成9年度に対し、一般廃棄物の排出量が約1%の増加に抑制され、最終処分量が約9%減少した。また、再生利用量は、約11%から約13%と増加した。</p> <p style="text-align: center;">一般廃棄物の排出量等</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>排出量(百万t/年)</th> <th>最終処分量(百万t/年)</th> <th>再生利用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成9年度</td> <td>53</td> <td>12</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>54(101%)</td> <td>11(95%)</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>54(101%)</td> <td>11(91%)</td> <td>13%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">()内は、平成9年度の値を100%としたときの値。</p> <p>エ 平成12年実績では、一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量が1019g-TEQ/年(平成9年の20%)となった。</p> <p style="text-align: center;">一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>平成9年</td> <td>5,000 g</td> </tr> <tr> <td>平成10年</td> <td>1,550 g (31%)</td> </tr> <tr> <td>平成11年</td> <td>1,350 g (27%)</td> </tr> <tr> <td>平成12年</td> <td>1,019 g (20%)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">()内は、平成9年の値を100%としたときの値。</p>		排出量(百万t/年)	最終処分量(百万t/年)	再生利用量	平成9年度	53	12	11%	平成10年度	54(101%)	11(95%)	12%	平成11年度	54(101%)	11(91%)	13%	平成9年	5,000 g	平成10年	1,550 g (31%)	平成11年	1,350 g (27%)	平成12年	1,019 g (20%)
	排出量(百万t/年)	最終処分量(百万t/年)	再生利用量																						
平成9年度	53	12	11%																						
平成10年度	54(101%)	11(95%)	12%																						
平成11年度	54(101%)	11(91%)	13%																						
平成9年	5,000 g																								
平成10年	1,550 g (31%)																								
平成11年	1,350 g (27%)																								
平成12年	1,019 g (20%)																								
評価	最終処分量が減少し、再生利用量が増加するなど、循環型社会構築のための廃棄物の減量化、再生利用が順調に進んでいる。																								

	<p>一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量は、平成12年において平成9年比で80%減少しており、排出削減が順調に進んでいる。</p>
今後の課題	<p>循環型社会構築のために必要な処理施設やリサイクル施設の整備に対する財政的・技術的支援について、これまで以上に充実するなど今後とも着実に実施していく必要がある。</p> <p>一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量についても、平成14年度末を控え、目標の確実な達成に向けてなお一層の努力が必要とされる。</p> <p>最終処分場の残余容量には地域格差が大きく、新たな容量確保手段が求められている。</p> <p>昔に設置されたほとんど未規制の最終処分場が現在問題となっている事例があり、その適正化が求められている。</p>
政策効果把握の手法及び関連資料	<p>一般廃棄物処理事業実態調査</p> <p>一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出実態調査</p>
添付資料(別紙)	<p>パブリックコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)の一部改正</u>」に対する意見の募集について ・「<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)の一部改正</u>」に対する意見の募集について ・「<u>廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(案)</u>」に対する意見の募集について

事務事業評価シート

施策名	- 6 - (3) 一般廃棄物対策 (排出抑制、再生利用、適正処理等)	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
ア．一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進	再生利用に係る大臣認定の対象として廃肉骨粉を加え、24のセメント工場を認定したこと等により一般廃棄物の再生利用が着実に進んでおり、引き続きその円滑な実施等の措置を行っていく必要がある。	・ 廃棄物処理施設整備事業調査費 (303,416百万円の内数)
イ．第8次廃棄物処理施設整備計画に沿った着実な施設整備の推進	本事業の実施により、廃棄物の適正処理や再生利用に必要な廃棄物処理施設が整備されており、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び循環型社会構築に役立っている。 今後も必要な処理施設やリサイクル施設の整備に対する財政的・技術的支援について、これまで以上に充実するなど今後も着実に実施していく必要がある。	・ 廃棄物処理施設整備費補助金 (303,416百万円の内数)
ウ．地方公共団体による施策の適切な推進等の確保のための措置	市町村が行うごみ処理施設解体工事に係るダイオキシン類測定費に対し国庫補助を行うことにより適正な解体事業が推進されており、今後も地方公共団体による施策の適切な推進等の確保に資する措置を着実に実施していく必要がある。	・ ごみ焼却施設解体ダイオキシン類測定費補助金 (400百万円)
エ．生活環境保全のための処理基準の設定等、一般廃棄物の適正処理の推進	し尿等の海洋投入を禁止する廃棄物処理法施行令改正、ごみ焼却施設からの排ガス中のダイオキシン類濃度の指標として一酸化炭素濃度を用いることが適当でない一般廃棄物焼却施設について、煙突から排出される一酸化炭素の濃度基準を適用しないこととした廃棄物処理法施行規則改正、一般廃棄物最終処分場に係る放流水の排水基準について、ほう素等の3項目を追加する省令改正等の処理基準改正を行ったが、これは生活環境保全上必要な処理水準の確保	・ 廃棄物処理施設整備事業調査費 (303,416百万円の内数)

に効果を有する。

今後も引き続き、必要に応じた処理基準見直し等の措置を行っていく必要がある。